

## 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)[抜粋]

(随意契約)

**第百六十七条の二** [地方自治法第二百三十四条第二項](#)の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律](#)(平成十七年法律第百二十三号) [第五条第十一項](#)に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、[同条第二十五項](#)に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、[同条第一項](#)に規定する障害福祉サービス事業([同条第七項](#)に規定する生活介護、[同条第十三項](#)に規定する就労移行支援又は[同条第十四項](#)に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所([障害者基本法](#)(昭和四十五年法律第八十四号) [第二条第一号](#)に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として[同法第十八条第三項](#)の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは[生活困窮者自立支援法](#)(平成二十五年法律第百五号) [第十条第三項](#)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として[同法第二条第一項](#)に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、[高年齢者等の雇用の安定等に関する法律](#)(昭和四十六年法律第六十八号) [第四十一条第一項](#)に規定するシルバー人材センター連合若しくは[同条第二項](#)に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、[母子及び父子並びに寡婦福祉法](#)(昭和三十九年法律第百二十九号) [第六条第六項](#)に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として[同項](#)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び[同条第四項](#)に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生

活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

#### 別表第五（第百六十七条の二関係）

一 工事又は製造の請負	道府県及び指定都市 二百五十万円
	町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。） 百三十万円
二 財産の買入れ	道府県及び指定都市 百六十万円
	町村 八十万円
三 物件の借入れ	道府県及び指定都市 八十万円
	町村 四十万円
四 財産の売払い	道府県及び指定都市 五十万円
	町村 三十万円
五 物件の貸付け	十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	道府県及び指定都市 百万円
	町村 五十万円